

Daniel Stern 覚書

——『自由論』を中心に——

田中治男

Daniel Stern, la comtesse Marie d'Agoult (née de Flavigny, 1805~76) について、特にその思想について、わが国では語られることは殆どなかった、とあってよからう。あるいは、その名すらそれ程知られているとは思われない。だが、この時代、19 世紀中葉のフランス、そしてドイツの文学や芸術に関心を寄せている人びとの前を、この女性の名は恐らく何度か横切っているに違いないのである。彼女は何よりも、ひとがしばしば「ロマネスクな生」と呼ぶ、若き日の Franz Liszt との自由な恋愛生活によって音楽史の中に無視しえぬ一頁を残しているのであるが、また同時に、この二人の間に生れた次女 Cosima の音楽的人生——それはその母親の場合よりもっと知られているとおり、父の弟子である指揮者 Hans von Bülow との最初の結婚を捨てて、Richard Wagner の許に走り、Bayreuth における事業に際し夫に協力するとともに、その死後 1930 年まで生きて、Siegfried 以後の子孫を通じ、現在なお一層盛んな音楽的祝祭の基礎を築いたのであるが——と結びつけても、記憶に値するであろう。彼女はまた、もともと Liszt を通じてであるとされるが、George Sand と親交をもち、一時期同一の交友圏の中で生活している。Marie d'Agoult と Sand との友情は、彼女らの人生の後半において長い冷却期間を迎えるものの、二人は、共通の友人を媒介として互いに意識し、刺戟し合うことをやめなかったのである。そして、それらの友人のうちには、Eugène Sue, Alfred Vigny, Sainte-Beuve らの作家や文学者ととともに、Lamennais, Lamartine, Ledru-Rollin らの思想家、政治家もまた含まれ、かつ、これらの人びとを迎えた M^{me} d'Agoult のサロンは、実際、M^{me} de Staël, M^{me} Récamier らのサロンの系を引くともいえる高尚にしてかつ政治的なサロンとして、1840~60 年代のフランス社会のひとつの焦点であったと認められるのである。

このような事情からして、Marie d'Agoult (あるいは Daniel Stern) について、少くともフランス語で書かれたものの数は、19 世紀後半以降、回想記、評伝、研究書を含めて意外に多い。だが、何より圧巻というべきは、文学史家 Jacques Vier (Rennes 大学名誉教授) による全 6 巻 2 千頁 (本文・註とも) を越える *La Comtesse d'Agoult et son Temps* (Armand Colin, 1955~63)¹⁾ と題する大著であって、その詳細さを越えて執拗ともいふべき実証的敘述

は、フランスにおけるこの分野の伝統的方法に対する忠実さはともかく、何がここまで著者をしてこの研究に向かわしめたかという疑問を感させるばかりのものになっている。だが勿論、Marie d'Agoult 自身についてのみならず、彼女の生きた 19 世紀中葉の全時期の時代的雰囲気近くに近づくためにも、この書物が貴重な基礎史料を提供していることはいうまでもない。

他方、政治史ないし政治思想史の文献の中で彼女の名が現れることは殆どないといってよいが、たまたま邦訳のある二つの書物が、M^{me} d'Agoult (ないし Daniel Stern) を日本の読者に紹介する役割を果たしていることを記しておかなくてはならない。ひとつは、André-Jean Tudesq, *La Démocratie en France depuis 1815* (Paris, 1971. 大石明夫訳『フランスの民主主義』理論社 昭和 49 年) であり、他は、Jean Cassou, *Quarante-Huit* (Paris, 1939. 野沢協監訳『1848 年——二月革命の精神史』法政大学出版局 1979 年) である。前者には 1840 年代における「民主主義的女性のタイプ」として簡潔な性格づけがあるだけであるが (邦訳 74 頁)、後者では、19 世紀前半のフランス社会における *féminisme* のひとつの表現として Marie d'Agoult と Liszt の「ロマン派的な生きかた」(邦訳 91 頁) を位置づけ、この恋愛事件の経緯を幾らか跡づけるとともに、二月革命過程そのものの敘述の中で、Daniel Stern が同時代史として著わした *Histoire de la Révolution de 1848* (3 vols., Paris, 1851~53) から幾つかの引用をなして、当時の雰囲気を再現する試みをしている (同 21, 67, 138, 153, 180, 197, 203 頁)。

実際、Daniel Stern による『1848 年革命史』三巻も分析ないし紹介の対象に値する重要な作品なのであるが、それは別の機会に譲り、ここでは、彼女の思想の基礎を知っておくため、彼女が革命直前の時期に公刊した『自由論』の内容を紹介しておくことにしたい。だが、その前に、Daniel Stern、いや、Marie d'Agoult, née de Flavigny 自身について、その生涯をもう少し順序立てて述べておく必要があるであろう。

Marie de Flavigny は 1805 年 12 月 31 日、Frankfurt am Main に生れた。父 Alexandre-Victor-François は、1790 年に Rhein 河畔 Koblenz に集結した反革命軍に少尉として参加したことがある亡命フランス貴族、母 Elizabeth は Frankfurt のドイツ人銀行家 Bethmann の三女で、18 歳にして一人の幼児をかかえる未亡人として再婚したのであった。父母は民族を異にするとともに、信教においてもカトリックとプロテスタントと異なっていたが、これは、Marie のうちに相異なる要素の折衷、更には総合として積極的な契機を与えるものとなったと認められる。更に、彼女は、父からはフランス貴族としての地位、母からは富、そして恐らく人兩人から知性と美貌とを賦与されて、恵まれた生活環境のうち身を置くことができたのである。王政復古以降、一家は Paris に住むことになるが、既にこれ以前の時期から、彼女は

Goethe や M^{me} de Staël の著作に親しむとともに、Haydn や Mozart のピアノ曲をも嗜んでいたとされる。1827 年、Marie は le Comte Charles d'Agoult と結婚。彼は 1790 年生れで、帝政時代から騎兵将校として軍歴を重ね、王政復古後も、宮廷に近い伯父母の縁で王国軍の高級将校として軍務を続けていた。貴族院に籍をもつことは従兄に譲らなければならなかったが、Charles と Marie との結婚の夜会には王家からも出席者を迎えた程であった。だが、15 歳の年令差と両者の教養の質の違いは、早くからこの結婚が失敗であったことを両者に悟らせていたと思われる。それでも、1828、30 年と二人の間には娘が二人生れる。もっとも愛していた上の娘を 1833 年に病気で失った頃、Marie は Franz Liszt と知り合う機会をもつようになった。そして二年後、1835 年 7 月、Marie は家を出てスイスに赴き、そこで Liszt と落ち合う。この年の暮に Marie は Liszt との間の最初の娘 Blandine を生むが、この女性には後に (1858) 年、第二帝政期の政治家 Émile Ollivier と結婚する³⁾。Liszt と Marie との愛の遍歴生活は、この後、Paris, Nohant (George Sand の田舎の邸宅のある土地) を経て、イタリアにおける 1837 年夏から 1839 年秋に至る長い滞在まで、その間更に、Cosima (1837 年生れ)、Daniel (1839 年生れ) の二児の証生をも迎えながら、繰り広げられるのである。この二人の愛が永続的なものとならなかったことには、外的な理由として、この時代の制度が離婚を許さなかったところにある点は見逃されてはならないであろうが、それ以上に、より内面的な理由として、再者の意識、価値観における不一致が露呈してきたことが指摘されなければならないであろう。この点で、同時代の幾人か、特に親しい友人であった George Sand や、また Balzac のような作家は Marie d'Agoult に対して厳しく、その状況を小説に表現しさえしている³⁾。だがこの問題を再現し、評価することは、本稿のなしうところではない。ともあれ、1839 年 10 月、再び Paris に戻った Marie は、一方自らサロンを開いて広い交友を求めるとともに、他方、女性として、かつ人間として精神的に自立する方向を求め、Liszt との関係の小説の形で表現することを試みたり («Nélida»—未見—)、また、当初は美術を中心とした評論を新聞や雑誌に発表し始める。この時、彼女を特に鼓舞したのは、「La Presse」に拠って既に〈新聞界の Napoléon〉として知られるようになっていた Émile de Girardin であった。Daniel Stern のペンネームは、この人物との会話の中から生み出されたのであった⁴⁾。

こうして、『自由論』という評論は、40 歳を越えたこの女性が、若き日の体験を昇華して、個人と社会とのかかわりについて問題提起をなしている書物としての意義をもつといえるであろう。

* * *

『自由論』: *Essai sur La Liberté—considérée comme principe et fin de l'activité*

humaine, par Daniel Stern は, Paris, Librairie d'Amyot から 1847 年に刊行されている。八折判で本文 235 頁, 註 80 頁, かなりの量をもつものといえる。全体は 5 篇に分けられ, 順に, <個として捉えられた人間>, <他存在との関係における人間>, <家族の中の人間>, <国家の中の人間>, そして最後に <フランスにおける自由について> というテーマが立てられている。

第 1, 2 篇において, 著者は道徳的個人主義の哲学のむしろオーソドクスな表現をなしているといえる。すなわち, 自由を至上の法への理性的服従に他ならないとする立場をとりつつ, (p. 10), そのような法に対する自覚は「善悪の認識の覚醒」(p. 12)にあるとし, しかもこの認識は「自己認識」を通じて得られるべきものであると主張するのである (p. 13 f.). そして, 人間の自己認識のためには, 自己保存にかかわる利己主義の本能と同胞に対する義務を明らかにする同情心の本能との両方が研究されなければならない (p. 21~22). 第 1 篇はこの第一の本能をめぐる展開される。すなわち, 著者によれば, 自己保存本能の追求のうちに人間の根源的自由が存在するのであり, 「自由こそ人間に固有の生命活動の原理であり, 目標である。自由であればある程, 彼はより一層人間的である」と述べられる (p. 25). この際, 人間の生命活動の基礎にあって働きをなすのは感官であり, これこそ真の知性に通ずるものとして積極的に位置づけられなければならないのである。「感覚が繊細であればある程, 真理はわれわれに一層純粋な形で近づいてくる。」(p. 28) それとともに, 情念もまた, 通常の哲学者がなすように知恵と幸福との敵とみるのではなく, むしろ人間存在の躍動力 (*élan*) として捉えられなければならない (p. 40). 「それ故, 情念は本来的に自由の敵であるのではなく……この自由の行使に不可欠の活力の発条なのである。」(p. 41) これに対し, 無感動 (*apathie*)こそ人間的自由の真の敵である (p. 43). このように, 人間が個体として有する能力と活動性とを自由の本質として表現した著者は, 第 1 篇の最後の章を「権威について」と題して, 既成の社会制度——国家と宗教的信仰とのいずれに対しても「盲目的服従をなすことは理性的存在に相応しくない」と強調する (p. 54). 勿論, 孤立した人間が公的権力に対抗することは不可能である。だが, 私的生活と内面的心情との中で, 世論 (*opinion*) の抽象的権威に抵抗することは, 各人のなすべき事柄である (p. 54~55). 自由の本質を個としての人間の自己主張に求める著者は, 以上のような表現で, 『自由論』の課題と著者自身の体験とを一致せしめている, ともいいうるのである⁹⁾。

次に, 著者は, 第 2 篇において, 同胞との関係の中の人間を求引性 (*attrait*) の本能に従ったものとして捉え (p. 59 f.), これ自体「正しく捉えられた利己主義 (*égoïsme bien entendu*)」が自我と他我との二重性を自覚したところに成り立つものであるとして, 他人に対する義務が自己に対する義務感の延長線上にあることを明らかにする (p. 62). だが, 人間の社会的関係

は、優位者、同等者、下位者のそれぞれの立場から考察されなければならないとして、家族、社会、国家のそれぞれの場において、これら三つの関係がどのように現われるかを論じている。その要点は、第一の関係においては教育と指導、第二の関係においては相互的扶助と協力、第三の関係においては尊敬と盲目的ならざる服従の原理が働いて、いずれも人間の自由の実現の課題と合致したものになるべきである、とするところに存する。この脈絡の中で、著者は国家の在り方について触れているが、ここでは、その形態が君主政的、貴族政的、民主政的のいずれであるを問わず、人民の¹理性の発想として考察されるべき」であって、国家が民衆に対してなす行為は高次の理性に基いている時にのみ正当な権利の行使とみなされ、神権説の如きは哲学的吟味に耐えない、と述べられている (p. 73)。

個の原理に立脚する著者の立場は、以上の要約から既に明確であろうが、それは次に、特に家族の問題との関連の中で一層戦闘的な表現をとって示されることになる。第3篇「家族の中における人間」は、現在の家族制度において自由及び正義の精神と完全に対立するものが三つあるとして、これらを告発するのである。その三つとは、女性の従属的地位、婚姻の解消不能性、子弟教育に対する国家介入の不在である (p. 94)。これらは今日テーマにおいて明らかなことであろうが、特に後の二つの問題は、いうまでもなくカトリシズムの原則に完全に抵触するものであったことが想起されなければならない。第二の問題は Marie d'Agoult 自身の個人的体験とも深く結びついているわけであるが、それ自体、カトリック諸国における重大関心事であったことはいうまでもない。教育の問題については、この第3篇第 XVII 章においてのみならず、この後、国家との関係における人間を考察する第4篇の第 XXII 章においても「公教育について」と題して取上げられるのであるが、子義教育に当たっての家庭と国家との協力ということで、教会の教育介入、更には支配が否定されていることは明らかである。著者の自由教育の理念は、田園地方に公的教育施設を置いて、貧富の差、男女の差なく、子供たちを成長させる機会を確保すべきだということに存するが、これは、農業を必須科目にすべきだという主張とともに (cf. p. 187)、フーリエ主義的なニュアンスをもった思想とみることもできる⁹⁾。

第4篇「国家の中における人間」では、あるべき国家の理念と現実の国家との対比がなされる。著者にとって理想的な国家、「もっとも完全な国家は、もっとも自由な国家」(p. 144) として表現される。そして、この自由国家のイメージは、「各人がその中で生の完全な発展をもっとも容易に達成し……普遍的な協力によって全ての国民に……あらゆる高貴さと祝福とを与える不可侵の保障が約束される」(p. 144~5) ような国家なのである。この保障が与えられない場合には、形の上では共和国であろうと、何らかの程度に専制主義を内包しているといわれなければならない (p. 145)¹⁰⁾。

だが、現実には、近代の歴史が明らかにしているように、自由に形成された政治社会などの例をわれわれはもたない——ここで著者は註記して、Alexis de Tocqueville を引用し、アメリカ社会はその例外をなすと指摘する (p. 303: note 99)——、今日社会秩序とされているのは、訓練された無秩序に他ならない、と著者は厳しく指弾する (p. 150)。そして、社会組織の問題を、プロレタリア階級の存在、貧困問題 (paupérisme) 解消の課題、そして世襲財産制の批判へと進めて論じていく (p. 162 f., 166 f.)。

以上の一般的考察の後に、著者は「フランスにおける自由について」と題する第5篇をおき、問題を自国フランスの状況に限って検討する。その際、著者ははっきりと、フランスがしばしば称揚される大革命の伝統にもかかわらず、決して自由の精神をあるべき姿において体现しているわけではないとする立場を明らかにしている (p. 220)。すなわち、「我が国の憲法的自由は、ヨーロッパの他の部分との比較においては非常にはっきりとしているが、それ自体として吟味してみるならば、堅固さよりもけばけばしさが、深遠さよりも表面的なところだけが目立っている。」 (p. 222) この問題の解決には、「無知と貧困」 (*ibid.*) の克服ということが鍵となる。そこで、以下の論議は、著者がフランスの現状とみるところに即して、改革の事業に携わるべき主体のイメージを明らかにすることに向けられる。もっとも、その議論は殆ど社会科学的といえるものではなく、むしろ主観的ないし印象主義的であるといわれなければならないであろうが、だからといって、その論点が重要なところを突いていないわけでは決してない。ここではともかく、Daniel Stern の主張を確めておくことにしよう。

上述の「無知と貧困」の克服に関連して、著者はまず教育における改革を説くが、それとともに、これと結びついた「他の種の改革の緊急の必要性」を主張する。それは、「日々の糧 (le pain quotidien)」が魂と肉体との両方にとって欠かせないものであるということからの帰結なのである。そして、「新しい社会秩序」に視野を及ぼすべきことが述べられる (p. 230)。実際、物質的知的貧困に関して、宗教はこれを「慰める」ことができただけであるが、これを「救済する」事業は人間的自由に属するのである (p. 232)。

著者は、フランス社会が貧富の二階級にはっきりと分かれていると認識する。持てる者は公職を占め、法を作る。持たざる者は、その法に従い、どんな自由をも享受していない (p. 235)。ブルジョワジーは、自由の運動を自分たちのところで止めてしまっているのだ (p. 239)。これに対し、「人民はその性質上辛抱強いが、彼らが何らか予想外の挙に出る時も、決して遠くはない。」 (p. 40-241) ここで著者が示しているのは、1830年以後の動向であって、この書物が出版された次の年に起る 1848年の革命を予言しているわけでは決してない。そして、人民の運動を導くものか何かについても、著者は必ずしも明らかにしていない。この文脈では、コミュニスムに導く政治的党派のことが語られているが、共産主義的ユートピアについて著者は

決して好意的ではなく、それは「一種の政治的ロビンソン物語であって、唯一人で支配することを目指し、制限なき権力を享受しようとするものである」と述べ、「真の自由の愛」を有するものではない、と指摘さえしている (p. 242)⁹⁾。しかしながら、「世界は自から動いていく (il mondo va da sè)」というイタリアの諺を生み出したような、目に見えぬ諸原因の黙々とした働きによって、諸観念の論理そのものによって、互いに敵対的な諸要素全てが強力で訓練された国民を作り上げ、この国民の力で世界にもう一度偉大な範例が示されることになるであろう。そのために確保されるべきは、自由な諸制度であり、特に新聞の自由である。これによって、人びとは真実を知り、力を百倍させることができるのである (p. 242 f.).

書物の最終章で、著者は人民の教育に当るべき三種の平和的伝道者を示す。それはいささか奇妙に思われるが、聖職者と医師と、そして女性なのである。「田園の司祭」は、その精神がカトリック的であるよりむしろ人間的で時、人びとの心を捉えることができるであろう (p. 245-6)。「生命の保護者である医師」は、その仕事を通じて民衆を啓蒙する (p. 248)。そして、最後に (pp. 248 ff.), 女性こそが、これら両者よりもよりよく民衆に近づいていくことができるものなのである。労働者の妻も王の妃も、子を産む苦しみを知っている点で共通であり、男同士より、女同士の方がもっと近づき易い。弱さを捨て、情熱をもって、祖国と人類とを愛することを学ぼう。そして、「権威、富、享楽、だが隷属、これらが一方にはある。労働、窮乏、だが自由、これらが他方にある。クリスト教徒の娘たちよ、選択を誤る勿れ!」 (p. 251) という言葉が章の結びとなっている。

以上の自由観とフェミニズムとの結合が、Daniel Stern—M^{me} d'Agoult の生においてどこまで言行一致していたかを吟味することはまた別の作業となる。ともかく、彼女はこのような姿勢において、やがて勃発する二月革命に臨むことになる。『自由論』それ自体にどれだけの影響力があったとみるかは難しい問題であろう。だが、この書物の出版時に Paris の警視総監は、これを Lamennais の《*Les Evangiles*》や Proudhon の《*Système des contradictions économiques*》とともに危険書として発禁を考慮したという経緯もあるようである⁹⁾。『自由論』とその著者に、これらの大家と対等の位置づけを与えうるかどうかには議論が残るかも知れないが、確かに Daniel Stern は、たんにサロンの女主人公としてだけではなく、彼女が著わした幾つかの書物や評論に表現された思想の持ち主として、この時代のより名前の知られた多くの人びとと活発に談論していた人物であるに違いないのである。

註

- 1) 巻別構成によってその主題を紹介しておく、次のようになる——I. Le Faubourg Saint-Germain (1805-35). Les années de pèlerinage (1835-39). II. Recommencement d'une vie (1839-48).

III. La Seconde République (1848-52). IV-V. La République sous l'Empire (1852-70). VI. Dernières années (1870-76).

- 2) 筆者は本年3月、本学海外事情研究所研究報告として、「Émile Ollivier の思想と行動」という小論を発表したが、そこでは煩を避けて、この結婚のことには触れなかった。このテーマは、J. Vier の研究の中では〈帝政下の共和国〉の状況の一面面なのであるが、それなりに興味深いものを含んでいる。Ollivier の *Journal Intime* (上掲報告 p. 20 註 30 参照) は、彼が結婚許可を Liszt に求めて出した手紙を再録しているし、更に、この結婚によって、Ollivier と R. Wagner との交流も生れる。(Paris における *Tannhäuser* のスキャンダラスな初演——1861年3月13日——に際して、Ollivier は数少ない理解者の一人であった。)そして Blandine の死去 (1962年9月11日) に際し、de Morny (上掲報告 p. 20 註 31 参照) が直ちに鄭重な弔文を寄せてきたことが、Ollivier と Morny との接近の微妙な契機ともなった。
- 3) George Sand の Marie d'Agoult 観については差し当り、アンドレ・モロワ『ジョルジュ・サンド』河盛・島田訳 新潮社版 現代世界文学全集 29 を参照。また、Balzac が Sand の話にセントを得て Marie をモデルとして創作したとされる『ペアトリックス、または強いられた愛』は市原豊太訳で東京創文社版バルザック全集第 15 巻に所収。
- 4) É. de Girardin については註 2) 研究報告 p. 19 註 12 参照。Daniel Stern の名の由来については、最近出版された Dominique Desanti, *Daniel ou le visage secret d'une comtesse romantique Marie d'Agoult*, Paris, Stock 1980 が、J. Vier, éd. *É. de Girardin inconnu*, 1949 (未見) を引用して紹介しているが (p. 122), これ以前にも、Claude Aragonès, *Marie d'Agoult. Une destinée romantique* (Paris, 1938) が同じエピソードを示している (p. 150)。それによれば、Daniel は男名ということで息子の名をとり、その後最初にドイツ名で Wahr と考えたが、それを捨て Stern=étoile をとったとされる。実は、Marie d'Agoult に触れている数少ない日本の書物は、このペンネームについても、シュテルン、ステルン、スターンと三分して表記されているのであるが、この経緯からして、厳密にはシュテルン、しかしフランス的発音でステルンとするのが適当なのであろうかと思われる。
- 5) J. Vier, *op. cit.*, t. 2 (p. 199) には、*Essai sur la Liberté* の幾つかの重要な論点が要約してあるが、それによれば、この章の内容に「原罪が執拗に否定されている」部分があるというのだが、該当箇所は見出されない。実は、J. Vier は同書の 1867 年新版を用いていて、筆者が利用できている 1847 年版との異同を論じていないのである。書物の体裁や頁数も異なっているようである。なお後註 7) 参照。
- 6) Fourier からの引用は本文にも註記にも見出されない。だが、この書物を批評したカトリック系新聞 *«Le Semeur»* は、人間性の諸本能への依拠に「フリーエ主義的傾向」を認めて非難しているという——Cf. J. Vier, *op. cit.*, t. 2, p. 205.
- 7) 前註 5) で指摘したと同じ個所で J. Vier は、この章に Daniel Stern の「普通選挙権」擁護論があるというのだが、これについても明示的表現は見出されない。また、この章の本文叙述に関連して、Stern は註において (1776 年あるいは 1790 年の) ペンシルヴァニア憲法前文の一部を引用しているのだが、『自由論』1847 年版では「選挙権」にかかわる規定は引用されていない。(p. 298, note 87——なお、J. Vier, *op. cit.*, t. 2, p. 295 note 124 によれば、1863 年版『自由論』では p. 311, 312 に同憲法前文の引用がみられるようである。)
- 8) Daniel Stern は二月革命の最中、*Lettres républicaines* と題した書簡体評論を新聞 *«Le Courrier français»* に発表しているが、そのひとつで社会主義を論じ、それを三種に分けて、ユトピア主義者 (Campanella, More から Owen, Cabet らまで) による比較的的非政治的なもの、セクトやクラブに担われた熱狂的かつ盲目的なもの、更に政治家 (hommes d'Etat) の社会主義を挙げ、最後の

Louis Blanc や Proudhon に代表される構想を慎重に吟味されるべきものだとしている。(*Lettres rep.*, VI. Les trois socialismes, à l'Assemblée nationale, 8 Juillet 1848.)

- 9) 1847 年 1 月 1 日付報告で警視総監 Delessert 氏が内閣首相宛にこれらの書物を社会主義的出版物であるとして注意を喚起したことは、Daniel Stern 自身の『1848 年革命史』第 1 巻序文註に指摘されており (p. LVIII (2)), 恐らくこれに基づいて次の二書がこの件を紹介している: Armand Pommier, *Madame la comtesse d'Agoult—Profils contemporains—*, Paris, 1867, p. 22; Marie Octave Monod, *Daniel Stern. Comtesse d'Agoult, De Restauration à la III^e République*, Paris, 1937, p. 196.

(1984. 9. 16)